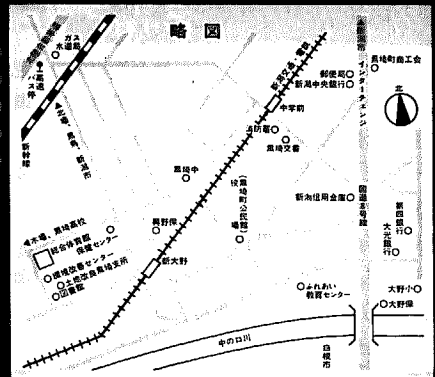


おしらせ版

人の動き

12月末日現在	前月比)
人口	24,767 + 54
男	12,139 + 23
女	12,628 + 31
世帯	7,329 + 25
12月1日～末日	
出生	18 転入 103
婚姻	24 転出 55
死亡	12



暮らしのカレンダー 1/15 ~2/15

1/15	成人の日 休日診療 栗林医院(内) ☎377-0077
16	
17	
18	
19	休日診療 木村医院(整) ☎379-1154
20	
21	
22	
23	町民スキー教室 午前7時30分 総合体育館出発
24	
25	親子のつどい 午後2時～ 北部地区公民館
26	休日診療 鈴木医院(皮) ☎377-2505
27	
28	町長選挙告示日
29	
30	
31	
2/1	
2	町長選挙投票日 休日診療 塚田医院(内) ☎377-2100
3	
4	確定申告記載説明会 午後1時30分～ 農村環境改善センター
5	
6	
7	
8	
9	休日診療 寺久保医院(耳) ☎377-1187
10	
11	建国記念の日 休日診療 藤田医院(内) ☎379-1288
12	赤ちゃんすくすく広場 午前10時～ 保健センター
13	町民スキー教室 午前7時30分 総合体育館出発
14	
15	

町長選挙の投票日は2月2日(日)

黒埼町選挙管理委員会

広報1月号でお知らせしたように、町長選挙が左記の通り行われます。身近な選挙です。棄権せず投票を。

投票できない人
 ■死亡した人 ■転出した人
 平成9年2月2日(選挙当日)以前に転出届をした人。

不在者投票
 2月2日の投票日に旅行やレジャー、仕事などで投票できない人は、不在者投票をすることが出来ます。

投票は記号式
 ○印以外は無効

選挙執行日程
 1月27日：名簿登録基準日(登録日)
 1月28日：告示日、立候補届出日(午後5時締切)
 1月28日～2月1日：不在者投票期間
 2月2日：投票日、時間は午前7時から午後6時まで
 投票できる人
 ■年齢 昭和52年2月3日までに生まれた人
 ■転入した人 平成8年10月27日以前に転入届をし、引き続いて黒埼町に住所のある人。

投票区名	投票所
第一投票区	環境改善センター
第二投票区	興野保育所
第三投票区	大野小学校
第四投票区	善久保育所
第五投票区	立仏保育所
第六投票区	山田小学校
第七投票区	寺地保育所
第八投票区	板井保育所
第九投票区	木場小学校
第十投票区	黒鳥公民館

不在者投票
 町長選挙の投票は、記号式投票です(不在者投票、点字投票は記号式)。記号式投票は投票用紙に候補者の氏名が印刷してありますから、投票所に備えてあります。○印の器具であなたの投票する候補者の氏名の上欄に○印を押します。

不在者投票が出来ません。郵便投票証明書は選挙管理委員会が発行します。

選挙公報
 候補者を選ぶうえで参考となる、候補者の氏名、経歴、政見などを記した選挙公報を告示日後に配付いたします。

平成 年 月 日 行
 ○選挙投票
 注意
 一、投票しようとする候補者一人において、その氏名の上欄に○印を押し、
 二、○印は何回も押さないこと。

候補者氏名	
甲 野 甲 男	
乙 野 乙 男	
丙 野 丙 男	

投票用紙の様式

町内で転居した人の投票所
 平成9年1月21日以降、町内で転居した人は、前の住所の投票所で投票します。

不在者投票
 郵便、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を交付されている人は、「郵便投票証明書」の交付を受けていれば郵便による

不在者投票が出来ません。郵便投票証明書は選挙管理委員会が発行します。

選挙公報
 候補者を選ぶうえで参考となる、候補者の氏名、経歴、政見などを記した選挙公報を告示日後に配付いたします。

※問い合わせは黒埼町選挙管理委員会(役場内 ☎377-3101内線155)まで。